

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）抄
 （附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（権限の委任）</p> <p>第五条の二 この法律に規定するねんきん事業機構代表執行責任者の権限の一部は、厚生労働省令の定めるところにより、地方年金局長に委任することができる。</p> <p>2 前項の規定により地方年金局長に委任された権限の全部又は一部は、厚生労働省令の定めるところにより、地方年金支局長又は年金事務所長に委任することができる。</p> <p>（任意脱退）</p> <p>第十条 被保険者でなかつた者が第一号被保険者となつた場合又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者が第一号被保険者となつた場合において、その者の次に掲げる期間を合算した期間が二十五年に満たないときは、その者は、第七条第一項の規定にかかわらず、いつでも、ねんきん事業機構代表執行責任者の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（届出）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第五条の二 この法律に規定する社会保険庁長官の権限の一部は、政令の定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。</p> <p>2 前項の規定により地方社会保険事務局長に委任された権限の全部又は一部は、政令の定めるところにより、社会保険事務所長に委任することができる。</p> <p>（任意脱退）</p> <p>第十条 被保険者でなかつた者が第一号被保険者となつた場合又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者が第一号被保険者となつた場合において、その者の次に掲げる期間を合算した期間が二十五年に満たないときは、その者は、第七条第一項の規定にかかわらず、いつでも、社会保険庁長官の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（届出）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

<p>4 市町村長は、第一項又は第二項の規定による届出を受理したときは、厚生労働省令の定めるところにより、ねんきん事業機構代表執行責任者にこれを報告しなければならない。</p> <p>5 第三号被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項をねんきん事業機構代表執行責任者に届け出なければならない。</p> <p>6 8 (略)</p> <p>9 第六項の規定により、第五項の届出が第二号被保険者を使用する事業主又は国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団に受理されたときは、その受理されたときにねんきん事業機構代表執行責任者に届出があつたものとみなす。</p>	<p>4 市町村長は、第一項又は第二項の規定による届出を受理したときは、厚生労働省令の定めるところにより、社会保険庁長官にこれを報告しなければならない。</p> <p>5 第三号被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。</p> <p>6 8 (略)</p> <p>9 第六項の規定により、第五項の届出が第二号被保険者を使用する事業主又は国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団に受理されたときは、その受理されたときに社会保険庁長官に届出があつたものとみなす。</p>
<p>(国民年金手帳)</p> <p>第十三条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、前条第四項の規定により被保険者の資格を取得した旨の報告を受けたとき、又は同条第五項の規定により第三号被保険者の資格の取得に関する届出を受理したときは、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、その者にこれを交付するものとする。ただし、その被保険者が既に国民年金手帳の交付を受け、これを所持している場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民年金原簿)</p> <p>第十四条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険</p>	<p>(国民年金手帳)</p> <p>第十三条 社会保険庁長官は、前条第四項の規定により被保険者の資格を取得した旨の報告を受けたとき、又は同条第五項の規定により第三号被保険者の資格の取得に関する届出を受理したときは、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、その者にこれを交付するものとする。ただし、その被保険者が既に国民年金手帳の交付を受け、これを所持している場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民年金原簿)</p> <p>第十四条 社会保険庁長官は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その</p>

料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。

(被保険者に対する情報の提供)

第十四条の二 ねんきん事業機構代表執行責任者は、国民年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

(裁定)

第十六条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基いて、ねんきん事業機構代表執行責任者が裁定する。

(不正利得の徴収)

第二十三条 偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、ねんきん事業機構代表執行責任者は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(支給の繰下げ)

第二十八条 老齢基礎年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかったものは、ねんきん事業機構代表執行責任者に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができ。ただし、その者が六十五歳に達したときに、他の年金給付（付加年金を除く。以下この条において同じ。）若しくは被用者年金各法による年金たる給付（老齢又は退職を支給事由と

他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。

(被保険者に対する情報の提供)

第十四条の二 社会保険庁長官は、国民年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

(裁定)

第十六条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基いて、社会保険庁長官が裁定する。

(不正利得の徴収)

第二十三条 偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、社会保険庁長官は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(支給の繰下げ)

第二十八条 老齢基礎年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかったものは、社会保険庁長官に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができ。ただし、その者が六十五歳に達したときに、他の年金給付（付加年金を除く。以下この条において同じ。）若しくは被用者年金各法による年金たる給付（老齢又は退職を支給事由とするものを除く。

するものを除く。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は六十五歳に達した日から六十六歳に達した日までの間において他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2
2
4 (略)

(障害の程度が変わつた場合の年金額の改定)

第三十四条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、障害基礎年金の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、障害基礎年金の額を改定することができる。

2 障害基礎年金の受給権者は、ねんきん事業機構代表執行責任者に対し、障害の程度が増進したことによる障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害基礎年金の受給権を取得した日又は第一項の規定によるねんきん事業機構代表執行責任者の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行ふことができない。

4 障害基礎年金の受給権者であつて、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第三十六条第二項ただし書において同じ。）に係る当該初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当したものが、当該傷病により障害（障害等級に該当しない程度のものに限る。以下この項及び第三十六条第二項ただし書において「その他障害」という。）の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障

以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は六十五歳に達した日から六十六歳に達した日までの間において他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2
2
4 (略)

(障害の程度が変わつた場合の年金額の改定)

第三十四条 社会保険庁長官は、障害基礎年金の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、障害基礎年金の額を改定することができる。

2 障害基礎年金の受給権者は、社会保険庁長官に対し、障害の程度が増進したことによる障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害基礎年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による社会保険庁長官の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行ふことができない。

4 障害基礎年金の受給権者であつて、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第三十六条第二項ただし書において同じ。）に係る当該初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当したものが、当該傷病により障害（障害等級に該当しない程度のものに限る。以下この項及び第三十六条第二項ただし書において「その他障害」という。）の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障

害を併合した障害)とを併合した障害の程度が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、その者は、ねんきん事業機構代表執行責任者に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

5・6 (略)

第八十七条の二 第一号被保険者(第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び国民年金基金の加入員を除く。)は、ねんきん事業機構代表執行責任者に申し出て、その申出をした日の属する月以後の各月につき、前条第三項に定める額の保険料のほか、四百円の保険料を納付する者となることができる。

2 (略)

3 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものは、いつでも、ねんきん事業機構代表執行責任者に申し出て、その申出をした日の属する月の前月以後の各月に係る保険料(既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの(国民年金基金の加入員となつた日の属する月以後の各月に係るものを除く。))を除く。)につき第一項の規定により保険料を納付する者でなくなる。ことができる。

4 (略)

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者又は被保険者であつた者(次条及び第九十条の三において「被保険者等」という。)から申請があつたときは、ねんきん事業機構代表執行責任者は、そ

害を併合した障害)とを併合した障害の程度が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、その者は、社会保険庁長官に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

5・6 (略)

第八十七条の二 第一号被保険者(第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び国民年金基金の加入員を除く。)は、社会保険庁長官に申し出て、その申出をした日の属する月以後の各月につき、前条第三項に定める額の保険料のほか、四百円の保険料を納付する者となる。ことができる。

2 (略)

3 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものは、いつでも、社会保険庁長官に申し出て、その申出をした日の属する月の前月以後の各月に係る保険料(既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの(国民年金基金の加入員となつた日の属する月以後の各月に係るものを除く。))を除く。)につき第一項の規定により保険料を納付する者でなくなる。ことができる。

4 (略)

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者又は被保険者であつた者(次条及び第九十条の三において「被保険者等」という。)から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間(

の指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十一条に規定する高等学校の生徒、同法第五十二条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一五（略）

2（略）

3 第一項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があつたときは、ねんきん事業機構代表執行責任者は、当該申請があつた日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。

4（略）

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、ねんきん事業機構代表執行責任者は、その指定する期間（前条第一項若しくは次項若しくは第三項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、その四分の三を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間

次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十一条に規定する高等学校の生徒、同法第五十二条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一五（略）

2（略）

3 第一項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があつたときは、社会保険庁長官は、当該申請があつた日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。

4（略）

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間（前条第一項若しくは次項若しくは第三項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、その四分の三を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第五項に

を第五条第五項に規定する保険料四分の三免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一〇三（略）

2 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、ねんきん事業機構代表執行責任者は、その指定する期間（前条第一項若しくは前項若しくは次項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第六項に規定する保険料半額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一〇三（略）

3 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、ねんきん事業機構代表執行責任者は、その指定する期間（前条第一項若しくは前二項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、その四分の一を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第七項に規定する保険料四分の一免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入す

規定する保険料四分の三免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一〇三（略）

2 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間（前条第一項若しくは前項若しくは次項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第六項に規定する保険料半額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一〇三（略）

3 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間（前条第一項若しくは前二項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、その四分の一を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第七項に規定する保険料四分の一免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。

ることができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 三 (略)

4 5 6 (略)

第九十条の三 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であつた被保険者等から申請ねんきん事業機構代表執行責任者があつたときは、は、その指定する期間（学生等である期間又は学生等であつた期間に限る。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。

一 三 (略)

2 3 (略)

(保険料の通知及び納付)

第九十二条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、毎年度、被保険者に対し、各年度の各月に係る保険料について、保険料の額、納期限その他厚生労働省令で定める事項を通知するものとする。

2 (略)

(口座振替による納付)

第九十二条の二 ねんきん事業機構代表執行責任者は、被保険者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを

ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 三 (略)

4 5 6 (略)

第九十条の三 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であつた被保険者等から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間（学生等である期間又は学生等であつた期間に限る。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。

一 三 (略)

2 3 (略)

(保険料の通知及び納付)

第九十二条 社会保険庁長官は、毎年度、被保険者に対し、各年度の各月に係る保険料について、保険料の額、納期限その他厚生労働省令で定める事項を通知するものとする。

2 (略)

(口座振替による納付)

第九十二条の二 社会保険庁長官は、被保険者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出

希望する旨の申出があつた場合には、その納付が确实と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

(指定代理納付者による納付)

第九十二条の二の二 被保険者は、ねんきん事業機構代表執行責任者に対し、被保険者の保険料を立て替えて納付する事務を適正かつ確實に実施することができる^{と認められる者であつて、政令で定める要件に該当する者として}ねんきん事業機構代表執行責任者が指定するもの(以下この項において「指定代理納付者」という。)から付与される番号、記号その他の符号を通知することにより、当該指定代理納付者をして当該被保険者の保険料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出をすることができる。

2 ねんきん事業機構代表執行責任者は、前項の申出を受けたときは、その納付が确实と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

3 (略)

(保険料の納付委託)

第九十二条の三 次に掲げる者は、被保険者(第一号に掲げる者にあつては国民年金基金の加入員に限る。)の委託を受けて、保険料の納付に関する事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる。

一 (略)

二 納付事務を適正かつ確實に実施することができる^{と認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として}ねんきん事業機構代

があつた場合には、その納付が确实と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

(指定代理納付者による納付)

第九十二条の二の二 被保険者は、社会保険庁長官に対し、被保険者の保険料を立て替えて納付する事務を適正かつ確實に実施することができる^{と認められる者であつて、政令で定める要件に該当する者として}社会保険庁長官が指定するもの(以下この項において「指定代理納付者」という。)から付与される番号、記号その他の符号を通知することにより、当該指定代理納付者をして当該被保険者の保険料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出をすることができる。

2 社会保険庁長官は、前項の申出を受けたときは、その納付が确实と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

3 (略)

(保険料の納付委託)

第九十二条の三 次に掲げる者は、被保険者(第一号に掲げる者にあつては国民年金基金の加入員に限る。)の委託を受けて、保険料の納付に関する事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる。

一 (略)

二 納付事務を適正かつ確實に実施することができる^{と認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として}社会保険庁長官が指

表執行責任者が指定するもの

三 ねんきん事業機構代表執行責任者に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村

2 (略)

3 ねんきん事業機構代表執行責任者は、第一項第二号の規定による指定をしたときは当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を、同項第三号の申出を受けたときはその旨を公示しなければならぬ。

4 第一項第二号の規定による指定を受けた者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨をねんきん事業機構代表執行責任者に届け出なければならない。

5 ねんきん事業機構代表執行責任者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第九十二条の四 (略)

2 納付受託者は、前項の規定により被保険者から保険料の交付を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日をねんきん事業機構代表執行責任者に報告しなければならない。

3 6 (略)

第九十二条の五 (略)

2 ねんきん事業機構代表執行責任者は、この法律を施行するため必要があるとき、その必要限度で、厚生労働省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3 ねんきん事業機構代表執行責任者は、この法律を施行するため必

定するもの

三 社会保険庁長官に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村

2 (略)

3 社会保険庁長官は、第一項第二号の規定による指定をしたときは当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を、同項第三号の申出を受けたときはその旨を公示しなければならない。

4 第一項第二号の規定による指定を受けた者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を社会保険庁長官に届け出なければならない。

5 社会保険庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第九十二条の四 (略)

2 納付受託者は、前項の規定により被保険者から保険料の交付を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を社会保険庁長官に報告しなければならない。

3 6 (略)

第九十二条の五 (略)

2 社会保険庁長官は、この法律を施行するため必要があるとき、その必要限度で、厚生労働省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3 社会保険庁長官は、この法律を施行するため必要があると認める

要があるとき、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4・5 (略)

第九十二条の六 ねんきん事業機構代表執行責任者は、第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 四 (略)

2 ねんきん事業機構代表執行責任者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(保険料の追納)

第九十四条 被保険者又は被保険者であつた者（老齢基礎年金の受給権者を除く。）は、ねんきん事業機構代表執行責任者の承認を受け、第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料（承認の日の属する月前十年以内の期間に係るものに限る。）の全部又は一部につき追納をすることができる。ただし、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されたときに限る。

2 5 (略)

(報告)

第九十四条の五 ねんきん事業機構代表執行責任者は、年金保険者た

ときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4・5 (略)

第九十二条の六 社会保険庁長官は、第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 四 (略)

2 社会保険庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(保険料の追納)

第九十四条 被保険者又は被保険者であつた者（老齢基礎年金の受給権者を除く。）は、社会保険庁長官の承認を受け、第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料（承認の日の属する月前十年以内の期間に係るものに限る。）の全部又は一部につき追納をすることができる。ただし、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されたときに限る。

2 5 (略)

(報告)

第九十四条の五 社会保険庁長官は、年金保険者たる共済組合等に対

る共済組合等に対し、当該年金保険者たる共済組合等を所管する大臣を経由して、当該年金保険者たる共済組合等に係る被保険者の数その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

2～5 (略)

(督促及び滞納処分)

第九十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、ねんきん事業機構代表執行責任者は、期限を指定して、これを督促することができる。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、ねんきん事業機構代表執行責任者は、納付義務者に対して、督促状を發する。

3 (略)

4 ねんきん事業機構代表執行責任者は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。

5・6 (略)

(延滞金)

第九十七条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、ねんきん事業機構代表執行責任者は、徴収金額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が五百円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

し、当該年金保険者たる共済組合等を所管する大臣を経由して、当該年金保険者たる共済組合等に係る被保険者の数その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

2～5 (略)

(督促及び滞納処分)

第九十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、社会保険庁長官は、期限を指定して、これを督促することができる。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、社会保険庁長官は、納付義務者に対して、督促状を發する。

3 (略)

4 社会保険庁長官は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。

5・6 (略)

(延滞金)

第九十七条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、社会保険庁長官は、徴収金額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が五百円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

255 (略)

(戸籍事項の無料証明)

第百四条 市町村長（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、ねんきん事業機構代表執行責任者、地方年金局長、地方年金支局長若しくは年金事務所長又は被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者又は遺族基礎年金の支給若しくは障害基礎年金若しくは遺族基礎年金の額の加算の要件に該当する子の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(届出等)

第百五条 被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、第十二条第一項又は第五項に規定する事項を除くほか、厚生労働省令の定める事項を第三号被保険者以外の被保険者にあつては市町村長に、第三号被保険者にあつてはねんきん事業機構代表執行責任者に届け出なければならない。

2 (略)

3 受給権者は、厚生労働省令の定めるところにより、ねんきん事業機構代表執行責任者に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

4 被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者

255 (略)

(戸籍事項の無料証明)

第百四条 市町村長（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、社会保険庁長官、地方社会保険事務局長若しくは社会保険事務所長又は被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者又は遺族基礎年金の支給若しくは障害基礎年金若しくは遺族基礎年金の額の加算の要件に該当する子の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(届出等)

第百五条 被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、第十二条第一項又は第五項に規定する事項を除くほか、厚生労働省令の定める事項を第三号被保険者以外の被保険者にあつては市町村長に、第三号被保険者にあつては社会保険庁長官に届け出なければならない。

2 (略)

3 受給権者は、厚生労働省令の定めるところにより、社会保険庁長官に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

4 被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者

に係るものにあつてはねんきん事業機構代表執行責任者に届け出なければならぬ。

5 (略)

5 (被保険者に関する調査)

第六十条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、必要があると認めるときは、被保険者の資格又は保険料に関する処分に関し、被保険者に対し、国民年金手帳、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主若しくはこれらの者であつた者の資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をして被保険者に質問させることができる。

2 (略)

2 (受給権者に関する調査)

第七十条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、必要があると認めるときは、受給権者に対して、その者の身分関係、障害の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給権者に質問させることができる。

2 ねんきん事業機構代表執行責任者は、必要があると認めるときは、障害基礎年金の受給権者若しくは障害等級に該当する障害の状態にあることによりその額が加算されている子又は障害等級に該当する障害の状態にあることにより遺族基礎年金の受給権を有し、若しくは遺族基礎年金が支給され、若しくはその額が加算されている子に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。

に係るものにあつては社会保険庁長官に届け出なければならぬ。

5 (略)

5 (被保険者に関する調査)

第六十条 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、被保険者の資格又は保険料に関する処分に関し、被保険者に対し、国民年金手帳、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主若しくはこれらの者であつた者の資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をして被保険者に質問させることができる。

2 (略)

2 (受給権者に関する調査)

第七十条 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、受給権者に対して、その者の身分関係、障害の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給権者に質問させることができる。

2 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、障害基礎年金の受給権者若しくは障害等級に該当する障害の状態にあることによりその額が加算されている子又は障害等級に該当する障害の状態にあることにより遺族基礎年金の受給権を有し、若しくは遺族基礎年金が支給され、若しくはその額が加算されている子に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。

3 (略)

(資料の提供等)

第百八条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、被保険者の資格に關し必要があると認めるときは、官公署に対し、被保険者又は国民健康保険の被保険者の氏名及び住所その他の事項につき、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

2 ねんきん事業機構代表執行責任者は、年金給付又は保険料に關する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況、受給権者に対する被用者年金各法による年金たる給付の支給状況若しくは第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める給付の支給状況又は第八十九条第一号に規定する政令で定める給付の受給権者、同条第二号に規定する厚生労働省令で定める援助（厚生労働省令で定める援助を除く。）を受けている者、同条第三号に規定する厚生労働省令で定める施設（厚生労働省令で定める施設を除く。）に入所している者、第九十条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第六項第一号及び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及び住所その他の事項につき、郵便局その他の官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合、地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会若しくは健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

3 ねんきん事業機構代表執行責任者は、被保険者の資格又は保険料

3 (略)

(資料の提供等)

第百八条 社会保険庁長官は、被保険者の資格に關し必要があると認めるときは、官公署に対し、被保険者又は国民健康保険法の被保険者の氏名及び住所その他の事項につき、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

2 社会保険庁長官は、年金給付又は保険料に關する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況、受給権者に対する被用者年金各法による年金たる給付の支給状況若しくは第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める給付の支給状況又は第八十九条第一号に規定する政令で定める給付の受給権者、同条第二号に規定する厚生労働省令で定める援助（厚生労働省令で定める援助を除く。）を受けている者、同条第三号に規定する厚生労働省令で定める施設（厚生労働省令で定める施設を除く。）に入所している者、第九十条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第六項第一号及び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及び住所その他の事項につき、郵便局その他の官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合、地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会若しくは健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

3 社会保険庁長官は、被保険者の資格又は保険料に關し必要がある

に
関し
必要
がある
と認
めると
きは、
事業
主に
対し、
その
使用
する
者
に
対
す
る
こ
の
法
律
の
規
定
の
周
知
そ
の
他
の
必
要
な
協
力
を
求
め
る
こ
と
が
で
き
る。

第
百
八
条
の
二 ねんきん事業機構代表執行責任者は、必要がある
と認
めると
きは、
年金
保険
者
た
る
共
済
組
合
等
を
所
管
す
る
大
臣
に
対
し、
そ
の
大
臣
が
所
管
す
る
年
金
保
険
者
た
る
共
済
組
合
等
に
係
る
第
九
十
四
条
の
五
第
一
項
に
規
定
す
る
報
告
に
関
し
監
督
上
必
要
な
命
令
を
発
し、
又
は
当
該
職
員
に
当
該
年
金
保
険
者
た
る
共
済
組
合
等
の
業
務
の
状
況
を
監
査
さ
せ
る
こ
と
を
求
め
る
こ
と
が
で
き
る。

(統計調査)

第
百
八
条
の
三 ねんきん事業機構代表執行責任者は、第一条の目的を
達
成
す
る
た
め、
被
保
険
者
若
し
く
は
被
保
険
者
で
あ
つ
た
者
又
は
受
給
権
者
に
係
る
保
険
料
の
納
付
に
関
す
る
実
態
そ
の
他
の
厚
生
労
働
省
令
で
定
め
る
事
項
に
関
し
必
要
な
統
計
調
査
を
行
う
も
の
と
す
る。

2 ねんきん事業機構代表執行責任者は、前項に規定する統計調査に
関
し
必
要
が
あ
る
と
認
め
る
と
きは、
官
公
署
に
対
し、
必
要
な
情
報
の
提
供
を
求
め
る
こ
と
が
で
き
る。

3 (略)

(国民年金事務組合)

第
百
九
条 (略)

2 前項に規定する団体(以下「国民年金事務組合」という。)は、
同
項
に
規
定
す
る
委
託
を
受
け
よ
う
と
す
る
と
きは、ねんきん事業機構代
表執行責任者の認可を受けなければならない。

3 ねんきん事業機構代表執行責任者は、前項の認可を受けた国民年

と認
めると
きは、
事業
主に
対し、
その
使用
する
者
に
対
す
る
こ
の
法
律
の
規
定
の
周
知
そ
の
他
の
必
要
な
協
力
を
求
め
る
こ
と
が
で
き
る。

第
百
八
条
の
二 社会保険庁長官は、必要がある
と認
めると
きは、
年金
保
険
者
た
る
共
済
組
合
等
を
所
管
す
る
大
臣
に
対
し、
そ
の
大
臣
が
所
管
す
る
年
金
保
険
者
た
る
共
済
組
合
等
に
係
る
第
九
十
四
条
の
五
第
一
項
に
規
定
す
る
報
告
に
関
し
監
督
上
必
要
な
命
令
を
発
し、
又
は
当
該
職
員
に
当
該
年
金
保
険
者
た
る
共
済
組
合
等
の
業
務
の
状
況
を
監
査
さ
せ
る
こ
と
を
求
め
る
こ
と
が
で
き
る。

(統計調査)

第
百
八
条
の
三 社会保険庁長官は、第一条の目的を達成するため、被
保
険
者
若
し
く
は
被
保
険
者
で
あ
つ
た
者
又
は
受
給
権
者
に
係
る
保
険
料
の
納
付
に
関
す
る
実
態
そ
の
他
の
厚
生
労
働
省
令
で
定
め
る
事
項
に
関
し
必
要
な
統
計
調
査
を
行
う
も
の
と
す
る。

2 社会保険庁長官は、前項に規定する統計調査に関し必要がある
と認
めると
きは、
官
公
署
に
対
し、
必
要
な
情
報
の
提
供
を
求
め
る
こ
と
が
で
き
る。

3 (略)

(国民年金事務組合)

第
百
九
条 (略)

2 前項に規定する団体(以下「国民年金事務組合」という。)は、
同
項
に
規
定
す
る
委
託
を
受
け
よ
う
と
す
る
と
きは、社会保険庁長官の認
可を受けなければならない。

3 社会保険庁長官は、前項の認可を受けた国民年金事務組合がその

金事務組合がその行うべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、同項の認可を取り消すことができる。

(学生納付特例の事務手続に関する特例)

第九十九条の二 国及び地方公共団体並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第三条に規定する学校法人その他の政令で定める法人であつて、ねんきん事業機構代表執行責任者がこれらの法人からの申請に基づき、第九十条の三第一項の申請に関する事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして指定するもの（以下この条において「学生納付特例事務法人」という。）は、その設置した学校教育法第五十二条に規定する大学その他の政令で定める教育施設において当該教育施設の学生等である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る第九十条の三第一項の申請をすることができる。

2 ねんきん事業機構代表執行責任者は、学生納付特例事務法人がその行うべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、学生納付特例事務法人に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 ねんきん事業機構代表執行責任者は、学生納付特例事務法人が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

4 (略)

行うべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、同項の認可を取り消すことができる。

(学生納付特例の事務手続に関する特例)

第九十九条の二 国及び地方公共団体並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第三条に規定する学校法人その他の政令で定める法人であつて、社会保険庁長官がこれらの法人からの申請に基づき、第九十条の三第一項の申請に関する事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして指定するもの（以下この条において「学生納付特例事務法人」という。）は、その設置した学校教育法第五十二条に規定する大学その他の政令で定める教育施設において当該教育施設の学生等である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る第九十条の三第一項の申請をすることができる。

2 社会保険庁長官は、学生納付特例事務法人がその行うべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、学生納付特例事務法人に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 社会保険庁長官は、学生納付特例事務法人が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

4 (略)

(保険料納付確認団体)

第九九条の三 同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体その他これに類する団体で政令で定めるものであつて、ねんきん事業機構代表執行責任者がこれらの団体からの申請に基づき、次項の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものとして指定するもの(以下この条において「保険料納付確認団体」という。)は、同項の業務を行うことができる。

2 (略)

3 ねんきん事業機構代表執行責任者は、保険料納付確認団体の求めに応じ、保険料納付確認団体が前項に規定する業務を適正に行うために必要な限度において、保険料滞納事実に関する情報を提供することができる。

4 ねんきん事業機構代表執行責任者は、保険料納付確認団体がその行うべき業務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、保険料納付確認団体に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

5 ねんきん事業機構代表執行責任者は、保険料納付確認団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6・7 (略)

(準用規定)

第三十三條 第十六條及び第二十四條の規定は、基金が支給する年金及び一時金を受ける権利について、第十八條第一項及び第二項並びに第十九條第一項及び第三項から第五項までの規定は、基金が支給する年金について、第二十二條及び第二十三條の規定は、基金について、第二十五條、第七十條後段及び第七十一條第一項の規定は

(保険料納付確認団体)

第九九条の三 同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体その他これに類する団体で政令で定めるものであつて、社会保険庁長官がこれらの団体からの申請に基づき、次項の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものとして指定するもの(以下この条において「保険料納付確認団体」という。)は、同項の業務を行うことができる。

2 (略)

3 社会保険庁長官は、保険料納付確認団体の求めに応じ、保険料納付確認団体が前項に規定する業務を適正に行うために必要な限度において、保険料滞納事実に関する情報を提供することができる。

4 社会保険庁長官は、保険料納付確認団体がその行うべき業務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、保険料納付確認団体に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

5 社会保険庁長官は、保険料納付確認団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6・7 (略)

(準用規定)

第三十三條 第十六條及び第二十四條の規定は、基金が支給する年金及び一時金を受ける権利について、第十八條第一項及び第二項並びに第十九條第一項及び第三項から第五項までの規定は、基金が支給する年金について、第二十二條及び第二十三條の規定は、基金について、第二十五條、第七十條後段及び第七十一條第一項の規定は

、基金が支給する一時金について準用する。この場合において、第十六条中「ねんきん事業機構代表執行責任者」とあるのは「基金」と、第二十四条中「老齡基礎年金」とあるのは「基金が支給する年金」と、第七十一条第一項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは「加入員又は加入員であつた者」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第二百三十四条の二 第八十八条の規定は、加入員について、第九十五条、第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、掛金及び第二百三十三条において準用する第二十三条の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十八条中「保険料」とあるのは「掛金」と、第九十六条第一項、第二項及び第四項並びに第九十七条第一項中「ねんきん事業機構代表執行責任者」とあり、並びに第九十六条第五項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、第九十七条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二百三十四条の二において準用する前条第一項」と読み替えるものとする。

2 (略)

(準用規定)

第二百三十七条の二十一 第十六条及び第二十四条の規定は、連合会が支給する年金及び一時金を受ける権利について、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条第一項及び第三項から第五項までの規定は、連合会が支給する年金について、第二十二条及び第二十三条の規定は、連合会について、第二十五条、第七十条後段及び第七十一条第一項の規定は、連合会が支給する一時金について、第二十九条の

、基金が支給する一時金について準用する。この場合において、第十六条中「社会保険庁長官」とあるのは「基金」と、第二十四条中「老齡基礎年金」とあるのは「基金が支給する年金」と、第七十一条第一項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは「加入員又は加入員であつた者」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第二百三十四条の二 第八十八条の規定は、加入員について、第九十五条、第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、掛金及び第二百三十三条において準用する第二十三条の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十八条中「保険料」とあるのは「掛金」と、第九十六条第一項、第二項及び第四項並びに第九十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに第九十六条第五項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、第九十七条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二百三十四条の二において準用する前条第一項」と読み替えるものとする。

2 (略)

(準用規定)

第二百三十七条の二十一 第十六条及び第二十四条の規定は、連合会が支給する年金及び一時金を受ける権利について、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条第一項及び第三項から第五項までの規定は、連合会が支給する年金について、第二十二条及び第二十三条の規定は、連合会について、第二十五条、第七十条後段及び第七十一条第一項の規定は、連合会が支給する一時金について、第二十九条の

規定は、連合会が第三十七条の十九第二項の規定により支給する年金について準用する。この場合において、第十六条中「ねんきん事業機構代表執行責任者」とあるのは「連合会」と、第二十四条中「老齡基礎年金」とあるのは「連合会が支給する年金」と、第二十九条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、第七十一条第一項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは「加入員又は加入員であつた者」と読み替えるものとする。

2 第九十五条、第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項において準用する第二十三条の規定及び第三十七条の十九第一項の規定による徴収金について準用する。この場合において、第九十六条第一項、第二項及び第四項並びに第九十七条第一項中「ねんきん事業機構代表執行責任者」とあり、並びに第九十六条第五項中「厚生労働大臣」とあるのは「連合会」と、第九十七条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十七条の二十一第二項において準用する前条第一項」と読み替えるものとする。

3 (略)

(準用規定)

第三十八条 次の表の第一欄に掲げる規定は、同表の第二欄に掲げるものについて準用する。この場合において、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	第一欄	(略)	第二欄	(略)	第三欄	(略)	第四欄
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

規定は、連合会が第三十七条の十九第二項の規定により支給する年金について準用する。この場合において、第十六条中「社会保険庁長官」とあるのは「連合会」と、第二十四条中「老齡基礎年金」とあるのは「連合会が支給する年金」と、第二十九条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、第七十一条第一項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは「加入員又は加入員であつた者」と読み替えるものとする。

2 第九十五条、第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項において準用する第二十三条の規定及び第三十七条の十九第一項の規定による徴収金について準用する。この場合において、第九十六条第一項、第二項及び第四項並びに第九十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに第九十六条第五項中「厚生労働大臣」とあるのは「連合会」と、第九十七条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十七条の二十一第二項において準用する前条第一項」と読み替えるものとする。

3 (略)

(準用規定)

第三十八条 次の表の第一欄に掲げる規定は、同表の第二欄に掲げるものについて準用する。この場合において、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	第一欄	(略)	第二欄	(略)	第三欄	(略)	第四欄
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

<p>第百四条</p>		<p>加入員、加入員であつた者又は年金若しくは一時金の受給権を有する者の戸籍</p>	<p>第百五条（第二項（第十二条第二項を準用する部分を除く。）及び第五項を除く。）</p>
<p>ねんきん事業機構代表執行責任者に対し</p>	<p>ねんきん事業機構代表執行責任者</p>	<p>事項を第三号被保険者以外の被保険者にあつては市町村長に、第三号被保険者にあつてはねんきん事業機構代表執行責任者</p>	<p>加入員及び基金又は連合会が支給する年金又は一時金の受給権を有する者</p>
<p>基金又は連合会に対し</p>	<p>基金又は連合会</p>	<p>ねんきん事業機構代表執行責任者、地方年金局長、地方年金支局長若しくは年金事務所長又は被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者</p>	<p>事項を基金</p>
<p>基金、連合会、加入員若しくは加入員であつた者又は年金若しくは一時金の受給権を有する者</p>	<p>基金、連合会、加入員若しくは加入員であつた者又は年金若しくは一時金の受給権を有する者</p>	<p>ねんきん事業機構代表執行責任者、地方年金局長、地方年金支局長若しくは年金事務所長又は被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者</p>	<p>事項を基金</p>

<p>第百四条</p>		<p>加入員、加入員であつた者又は年金若しくは一時金の受給権を有する者の戸籍</p>	<p>第百五条（第二項（第十二条第二項を準用する部分を除く。）及び第五項を除く。）</p>
<p>社会保険庁長官に対し</p>	<p>社会保険庁長官</p>	<p>事項を第三号被保険者以外の被保険者にあつては市町村長に、第三号被保険者にあつては社会保険庁長官</p>	<p>加入員及び基金又は連合会が支給する年金又は一時金の受給権を有する者</p>
<p>基金又は連合会に対し</p>	<p>基金又は連合会</p>	<p>社会保険庁長官、地方社会保険事務局長若しくは社会保険事務所長又は被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者</p>	<p>事項を基金</p>
<p>基金、連合会、加入員若しくは加入員であつた者又は年金若しくは一時金の受給権を有する者</p>	<p>基金、連合会、加入員若しくは加入員であつた者又は年金若しくは一時金の受給権を有する者</p>	<p>社会保険庁長官、地方社会保険事務局長若しくは社会保険事務所長又は被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者</p>	<p>事項を基金</p>

その旨を第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者に係るものにあつてはねんきん事業機構代表執行責任者	その旨を基金又は連合会	

附則

(任意加入被保険者)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者(第二号被保険者及び第三号被保険者を除く。)は、第七条第一項の規定にかかわらず、ねんきん事業機構代表執行責任者に申し出て、被保険者となることができる。

一〇三 (略)

2 前項第一号又は第二号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと(以下この項において「口座振替納付」

その旨を第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者に係るものにあつては社会保険庁長官	その旨を基金又は連合会	

附則

(任意加入被保険者)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者(第二号被保険者及び第三号被保険者を除く。)は、第七条第一項の規定にかかわらず、社会保険庁長官に申し出て、被保険者となることができる。

一〇三 (略)

2 前項第一号又は第二号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと(以下この項において「口座振替納付」

という。)を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出をねんきん事業機構代表執行責任者に対してしなければならない。

3・4 (略)

5 第一項の規定による被保険者は、いつでも、ねんきん事業機構代表執行責任者に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

6～11 (略)

第七条の三 (略)

2 第三号被保険者又は第三号被保険者であつた者は、その者の第三号被保険者としての被保険者期間のうち、前項の規定により保険料納付済期間に算入されない期間(前条の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者としての被保険者期間を除く。)について、前項に規定する届出を遅滞したことに於いてやむを得ない事由があると認められるときは、ねんきん事業機構代表執行責任者にその旨の届出をすることができる。

3～5 (略)

第七条の四 (略)

2 第七条第一項第二号に該当しなかつた者が同号に該当することに於いて被保険者となつたとき(共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であるときを除く。)又は厚生年金保険の被保険者以外の第二号被保険者が厚生年金保険の被保険者である第二号被保険者となつたときは、ねんきん事業機構代表執行責任者は、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、その者にこれを交付するものとする。

という。)を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならない。

3・4 (略)

5 第一項の規定による被保険者は、いつでも、社会保険庁長官に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

6～11 (略)

第七条の三 (略)

2 第三号被保険者又は第三号被保険者であつた者は、その者の第三号被保険者としての被保険者期間のうち、前項の規定により保険料納付済期間に算入されない期間(前条の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者としての被保険者期間を除く。)について、前項に規定する届出を遅滞したことに於いてやむを得ない事由があると認められるときは、社会保険庁長官にその旨の届出をすることができる。

3～5 (略)

第七条の四 (略)

2 第七条第一項第二号に該当しなかつた者が同号に該当することに於いて被保険者となつたとき(共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であるときを除く。)又は厚生年金保険の被保険者以外の第二号被保険者が厚生年金保険の被保険者である第二号被保険者となつたときは、社会保険庁長官は、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、その者にこれを交付するものとする。ただし、

とする。ただし、第十三条第一項ただし書に該当するときは、この限りでない。

(資料の提供)

第八条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、被保険者の資格に関し必要があるときは、共济組合、日本私立学校振興・共済事業団その他の被用者年金各法に基づく老齢給付等に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(老齢基礎年金の支給の繰上げ)

第九条の二 保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるもの(附則第五条第一項の規定による被保険者でないものに限るものとし、次条第一項に規定する支給繰上げの請求をすることができるものを除く。)は、当分の間、六十五歳に達する前に、ねんきん事業機構代表執行責任者に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、第二十六条ただし書に該当したときは、この限りでない。

2 6 (略)

(老齢厚生年金の支給繰上げの請求ができる者等に係る老齢基礎年金の支給の繰上げの特例)

第九条の二の二 保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(六十歳以上の者であつて、かつ、附則第五条第一項の規定による被保険者でないものに限る。)は、当分の間、ねんきん事業機構代表執行責任者に老齢基礎年金の一部の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、そ

第十三条第一項ただし書に該当するときは、この限りでない。

(資料の提供)

第八条 社会保険庁長官は、被保険者の資格に関し必要があるときは、共济組合、日本私立学校振興・共済事業団その他の被用者年金各法に基づく老齢給付等に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(老齢基礎年金の支給の繰上げ)

第九条の二 保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるもの(附則第五条第一項の規定による被保険者でないものに限るものとし、次条第一項に規定する支給繰上げの請求をすることができるものを除く。)は、当分の間、六十五歳に達する前に、社会保険庁長官に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、第二十六条ただし書に該当したときは、この限りでない。

2 6 (略)

(老齢厚生年金の支給繰上げの請求ができる者等に係る老齢基礎年金の支給の繰上げの特例)

第九条の二の二 保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(六十歳以上の者であつて、かつ、附則第五条第一項の規定による被保険者でないものに限る。)は、当分の間、社会保険庁長官に老齢基礎年金の一部の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が、その請求

の者が、その請求があつた日の前日において、第二十六条ただし書に該当したときは、この限りでない。

2
～
6 (略)

があつた日の前日において、第二十六条ただし書に該当したときは、この限りでない。

2
～
6 (略)

◎ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）抄
 （附則第二十二條關係）

改 正 案

別表第一（第三十條の七關係）				
七十四 ねんきん事業機構	七十三 ねんきん事業機構	七十二 ねんきん事業機構	(略)	提供を受ける国の機関又は法人
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による被保険者に係る届出、年金である	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に係る届出又は同法第百二十六条第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	事 務

現 行

別表第一（第三十條の七關係）				
七十四 社会保険庁	七十三 社会保険庁	七十二 社会保険庁	(略)	提供を受ける国の機関又は法人
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による被保険者に係る届出、年金である	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に係る届出又は同法第百二十六条第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	事 務

（傍線部分は改正部分）

<p>七十七 <u>ねんきん</u> <u>事業機構</u></p>	<p>七十六 <u>ねんきん</u> <u>事業機構</u></p>	<p>七十五 <u>ねんきん</u> <u>事業機構</u></p>	
<p>国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

<p>七十七 <u>社会保</u> <u>険庁</u></p>	<p>七十六 <u>社会保</u> <u>険庁</u></p>	<p>七十五 <u>社会保</u> <u>険庁</u></p>	
<p>国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

(略)

(略)

(略)

(略)

◎ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号） 抄
 （附則第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第三十条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限の一部は、厚生労働省令で定めるところにより、地方年金局長及び都道府県労働局長に委任することができる。</p> <p>2 前項の規定により地方年金局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方年金支局長に委任することができる。</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第三十条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、地方社会保険事務局長及び都道府県労働局長に委任することができる。</p>

◎ 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）抄
 （附則第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（抛出金の徴収方法） 第二十二條（略） 2 前項の抛出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、<u>ねんきん事業機構代表執行責任者が行う。</u> 3・4（略）</p>	<p>（抛出金の徴収方法） 第二十二條（略） 2 前項の抛出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、<u>社会保険庁長官が行なう。</u> 3・4（略）</p>

◎ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）抄
 （附則第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（権限の委任） 第六十三條（略） 2（略）</p>	<p>（権限の委任） 第六十三條（略） 2（略） 3 この法律に規定する厚生労働大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。</p>

◎ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）抄
 （附則第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（旧適用法人共済組合による従前の処分等） 第七条（略）</p> <p>2 前項の規定により厚生年金保険法に基づく処分とみなされた同項各号に掲げる処分について社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第三条第一号及び第三号の規定を適用する場合には、同条第一号中「<u>地方年金局長、地方年金支局長又は年金事務所長がした</u>」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第七条第一項の規定により<u>地方年金局長、地方年金支局長又は年金事務所長がしたものとみなされた</u>」と、「その地方年金局、地方年金支局又は年金事務所（以下「地方年金局等」という。）の所在地を管轄する地方厚生局」とあるのは「<u>審査請求人の住所を管轄する地方厚生局</u>」と、同条第三号中「<u>ねんきん事業機構代表執行責任者がした</u>」とあるのは「平成八年改正法附則第七条第一項の規定により<u>ねんきん事業機構代表執行責任者がしたものとみなされた</u>」と、「<u>審査請求人が当該処分につき經由した地方年金局等</u>」とあるのは「<u>審査請求人の住所地</u>」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（旧適用法人共済組合による従前の処分等） 第七条（略）</p> <p>2 前項の規定により厚生年金保険法に基づく処分とみなされた同項各号に掲げる処分について社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第三条第一号及び第三号の規定を適用する場合には、同条第一号中「<u>地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長がした</u>」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第七条第一項の規定により<u>地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長がしたものとみなされた</u>」と、「<u>その地方社会保険事務局又はその社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局</u>」とあるのは「<u>審査請求人の住所を管轄する地方社会保険事務局</u>」と、同条第三号中「<u>社会保険庁長官がした</u>」とあるのは「平成八年改正法附則第七条第一項の規定により<u>社会保険庁長官がしたものとみなされた</u>」と、「<u>審査請求人が当該処分につき經由した地方社会保険事務局（審査請求人が当該処分につき社会保険事務所を經由した場合にあつては、その社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局）</u>」とあるのは「<u>審査請求人の住所を管轄する地方社会保険事務局</u>」とする。</p>

(指定基金の給付の特例)

第五十五条 (略)

2 厚生年金保険法第三十六条第一項及び第二項、第三十七條、第三十九條第二項前段、第四十條、第四十條の二、第四十一條、第三百三十條の二、第三百三十二條第一項及び第三項、第三百三十四條、第三百三十五條、第三百三十六條の二、第三百三十六條の三、第三百三十六條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三百四十六條、第三百四十七條第四項、第三百七十條第一項及び第二項、第三百七十二條並びに第三百七十三條の規定は、前項に規定する年金たる給付(以下「障害等年金給付」という。)について準用する。この場合において、同法第三十七條第一項から第三項まで及び第四十條中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同條中「政府」とあり、及び同法第四十條の二中「ねんきん事業機構代表執行責任者」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第四十八條第一項に規定する指定基金」と、同法第三百三十條の二第一項中「年金たる給付」とあるのは「年金たる給付(厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十五條第一項に規定する年金たる給付を含む。次項、第三百三十二條第一項及び第三項、第三百三十四條、第三百三十五條、第三百四十六條、第三百四十七條第四項、第三百七十三條第一項及び第二項、第三百七十二條並びに第三百七十三條において同じ。)」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 厚生年金保険法第九十八條第三項の規定は、障害等年金給付の受給権を有する者について、同條第四項の規定は、障害等年金給付の受給権を有する者が死亡した場合について準用する。この場合において、同條第三項及び第四項中「ねんきん事業機構代表執行責任者」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八

(指定基金の給付の特例)

第五十五条 (略)

2 厚生年金保険法第三十六条第一項及び第二項、第三十七條、第三十九條第二項前段、第四十條、第四十條の二、第四十一條、第三百三十條の二、第三百三十二條第一項及び第三項、第三百三十四條、第三百三十五條、第三百三十六條の二、第三百三十六條の三、第三百三十六條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三百四十六條、第三百四十七條第四項、第三百七十條第一項及び第二項、第三百七十二條並びに第三百七十三條の規定は、前項に規定する年金たる給付(以下「障害等年金給付」という。)について準用する。この場合において、同法第三十七條第一項から第三項まで及び第四十條中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同條中「政府」とあり、及び同法第四十條の二中「社会保険庁長官」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第四十八條第一項に規定する指定基金」と、同法第三百三十條の二第一項中「年金たる給付」とあるのは「年金たる給付(厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十五條第一項に規定する年金たる給付を含む。次項、第三百三十二條第一項及び第三項、第三百三十四條、第三百三十五條、第三百四十六條、第三百四十七條第四項、第三百七十三條第一項及び第二項、第三百七十二條並びに第三百七十三條において同じ。)」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 厚生年金保険法第九十八條第三項の規定は、障害等年金給付の受給権を有する者について、同條第四項の規定は、障害等年金給付の受給権を有する者が死亡した場合について準用する。この場合において、同條第三項及び第四項中「社会保険庁長官」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号

年法律第八十二号) 附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と読み替えるものとする。

(掛金)

第五十六条 (略)

2 厚生年金保険法第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第八十九条まで、第三百三十八条第二項から第六項まで、第三百三十九条第一項から第六項まで、第四百四十一条第二項及び第三項並びに第七十条第一項及び第三項の規定は、前項に規定する掛金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「ねんきん事業機構代表執行責任者」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号) 附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と、同法第八十三条第二項中「納付した保険料額」とあるのは「納付した厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されている株式で納付した掛金を除く。）」の額」と、同法第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、同法第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所」と、同法第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所である船舶」と、同法第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金の額」と、同法第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金」と、それぞれ

附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と読み替えるものとする。

(掛金)

第五十六条 (略)

2 厚生年金保険法第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第八十九条まで、第三百三十八条第二項から第六項まで、第三百三十九条第一項から第六項まで、第四百四十一条第二項及び第三項並びに第七十条第一項及び第三項の規定は、前項に規定する掛金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号) 附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と、同法第八十三条第二項中「納付した保険料額」とあるのは「納付した厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されている株式で納付した掛金を除く。）」の額」と、同法第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、同法第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所」と、同法第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所である船舶」と、同法第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金の額」と、同法第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十六条第一項に規定する掛金」と、それぞれ読み替えるものと

読み替えるものとする。

(徴収金)

第五十七条 (略)

2 厚生年金保険法第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第八十九条まで、第四百四十条第二項から第七項まで、第四百四十一条第三項並びに第七十条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による徴収金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「ねんきん事業機構代表執行責任者」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と、同法第八十四条中「事業主」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主（第十条第二項の同意をした事業主を含む。）」と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所に使用される加入員である被保険者」と、同法第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所以外の事業所」と、同法第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所以外の船舶」と、同法第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十七条第一項の規定による徴収金の金額」と、同法第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十七条第一項の規定による徴収金」と、それぞれ読み替えるものとする。

する。

(徴収金)

第五十七条 (略)

2 厚生年金保険法第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第八十九条まで、第四百四十条第二項から第七項まで、第四百四十一条第三項並びに第七十条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による徴収金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と、同法第八十四条中「事業主」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主（第十条第二項の同意をした事業主を含む。）」と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所に使用される加入員である被保険者」と、同法第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所以外の事業所」と、同法第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所以外の船舶」と、同法第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十七条第一項の規定による徴収金の金額」と、同法第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十七条第一項の規定による徴収金」と、それぞれ読み替えるものとする。

◎ 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金
 保険法等の特例等に関する法律（平成十二年法律第八十三号） 抄
 （附則第二十七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（厚生年金保険の加入の特例）</p> <p>第七条 第五条第一項第二号に該当する者であつて政令で定めるものは、同項の規定にかかわらず、<u>ねんきん事業機構代表執行責任者</u>に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定による被保険者は、いつでも、<u>ねんきん事業機構代表執行責任者</u>に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第一項及び第三項に規定する<u>ねんきん事業機構代表執行責任者</u>の権限は、<u>厚生労働省令</u>の定めるところにより、<u>地方年金局長</u>に委任することができる。</p> <p>6 前項の規定により<u>地方年金局長</u>に委任された権限の一部は、<u>厚生労働省令</u>の定めるところにより、<u>地方年金支局長</u>又は<u>年金事務所長</u>に委任することができる。</p> <p>（情報の提供等）</p> <p>第十七条 <u>ねんきん事業機構代表執行責任者</u>、<u>国家公務員共済組合連合会</u>、<u>地方公務員共済組合</u>、<u>全国市町村職員共済組合連合会</u>、<u>地方公務員共済組合連合会</u>又は<u>日本私立学校振興・共済事業団</u>（次項に</p>	<p>（厚生年金保険の加入の特例）</p> <p>第七条 第五条第一項第二号に該当する者であつて政令で定めるものは、同項の規定にかかわらず、<u>社会保険庁長官</u>に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定による被保険者は、いつでも、<u>社会保険庁長官</u>に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第一項及び第三項に規定する<u>社会保険庁長官</u>の権限は、<u>政令</u>の定めるところにより、<u>地方社会保険事務局長</u>に委任することができる。</p> <p>6 前項の規定により<u>地方社会保険事務局長</u>に委任された権限の一部は、<u>政令</u>の定めるところにより、<u>社会保険事務所長</u>に委任することができる。</p> <p>（情報の提供等）</p> <p>第十七条 <u>社会保険庁長官</u>、<u>国家公務員共済組合連合会</u>、<u>地方公務員共済組合</u>、<u>全国市町村職員共済組合連合会</u>、<u>地方公務員共済組合連合会</u>又は<u>日本私立学校振興・共済事業団</u>（次項において「日本側保</p>

2
(略)

において「日本側保有機関」という。)は、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法(以下この項及び第二十条において「公的年金各法」という。)の被保険者、組合員又は加入者に関する情報であつてこの法律、公的年金各法その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この項において「保有情報」という。)を、保有情報の本人の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、連合王国の権限のある当局に対して提供することができる。

2
(略)

有機関」という。)は、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法(以下この項及び第二十条において「公的年金各法」という。)の被保険者、組合員又は加入者に関する情報であつてこの法律、公的年金各法その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この項において「保有情報」という。)を、保有情報の本人の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、連合王国の権限のある当局に対して提供することができる。

◎ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号） 抄
 （附則第二十八条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（旧農林共済組合による従前の処分等）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 前項の規定により厚生年金保険法に基づく処分とみなされた同項各号に掲げる処分について社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第三条第一号及び第三号の規定を適用する場合には、同条第一号中「地方年金局長、地方年金支局長又は年金事務所長がした」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第九条第一項の規定により地方年金局長、地方年金支局長又は年金事務所長がしたものとみなされた」と、「その地方年金局、地方年金支局又は年金事務所（以下「地方年金局等」という。）の所在地を管轄する地方厚生局」とあるのは「審査請求人の住所地を管轄する地方厚生局」と、同条第三号中「ねんきん事業機構代表執行責任者がした」とあるのは「平成十三年統合法附則第九条第一項の規定によりねんきん事業機構代表執行責任者がしたものとみなされた」と、「審査請求人が当該処分につき經由した地方年金局等」とあるのは「審査請求人の住所地」とす</p>	<p>附則</p> <p>（旧農林共済組合による従前の処分等）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 前項の規定により厚生年金保険法に基づく処分とみなされた同項各号に掲げる処分について社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第三条第一号及び第三号の規定を適用する場合には、同条第一号中「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長がした」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第九条第一項の規定により地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長がしたものとみなされた」と、「その地方社会保険事務局又はその社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局」とあるのは「審査請求人の住所地を管轄する地方社会保険事務局」と、同条第三号中「社会保険庁長官がした」とあるのは「平成十三年統合法附則第九条第一項の規定により社会保険庁長官がしたものとみなされた」と、「審査請求人が当該処分につき經由した地方社会保険事務局（審査請求人が当該処分につき社会保険事務所を經由した場合にあつては、その社会保険事務所を管轄す</p>

る。

(存続組合に係る費用の負担)

第五十七条 (略)

2・3 (略)

4 厚生年金保険法第八十五条(第一号ニ、第三号及び第四号を除く。)、第八十六条、第八十七条(第六項を除く。)、第八十八条及び第八十九条の規定は、第一項に規定する特例業務負担金について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「ねんきん事業機構代表執行責任者」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第二十五条第三項に規定する存続組合」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正に伴う経過措置)

第二百十条 附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済法第七十七条の三第一項の規定によりねんきん事業機構代表執行責任者がした確認に対する前条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法第三条の規定の適用については、同条第五号中「又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号第四十七条の三第一項」とあるのは、「、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十七条の三第一項又は厚

る地方社会保険事務局)」とあるのは「審査請求人の住所地を管轄する地方社会保険事務局」とする。

(存続組合に係る費用の負担)

第五十七条 (略)

2・3 (略)

4 厚生年金保険法第八十五条(第一号ニ、第三号及び第四号を除く。)、第八十六条、第八十七条(第六項を除く。)、第八十八条及び第八十九条の規定は、第一項に規定する特例業務負担金について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第二十五条第三項に規定する存続組合」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正に伴う経過措置)

第二百十条 附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済法第七十七条の三第一項の規定により社会保険庁長官がした確認に対する前条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法第三条の規定の適用については、同条第五号中「又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十七条の三第一項」とあるのは、「、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十七条の三第一項又は厚生年金保険制度及

生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済法第七十七条の三第一項」とする。

び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済法第七十七条の三第一項」とする。

◎ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第
（附則第二十九条関係）

号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第二十五条 第四条の規定の施行の日前に徴収事由が生じた旧政管健保及び政府を保険者とする日雇特例被保険者の保険の保険料その他平成二十年十月改正前健保法の規定による同日以後の徴収金の徴収については、任意継続被保険者に係るもの及び健康保険法第四章に規定する徴収金（同法第百八十一条第一項に規定する延滞金を含む。）は協会が、それ以外のものはねんきん事業機構代表執行責任者が行うものとする。</p> <p>第八十二条 附則第八十条の規定による改正後の厚生保険特別会計法第三条及び第六条の規定は、平成二十一年度の予算から適用し、平成二十年度の予算に関する附則第八十条の規定による改正前の厚生保険特別会計法第三条及び第六条の規定の適用については、同法第三条中「健康保険事業経営上ノ保険料」とあるのは「健康保険法（大正十一年法律第七十号）ノ規定ニ依ル社会保険庁長官及ねんきん事業機構代表執行責任者ガ徴収スル保険料」と、「同事業経営上ノ保険給付費」とあるのは「健康保険事業経営上ノ保険給付費、全国健康保険協会ヘノ交付金」と、「同事業ノ」とあるのは「同事業及健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ」とし、同法第六条中「健康保険事業ノ業務取扱」とあるのは「健康保険事業及健康保険ニ関シ政府</p>	<p>附則</p> <p>第二十五条 第四条の規定の施行の日前に徴収事由が生じた旧政管健保及び政府を保険者とする日雇特例被保険者の保険の保険料その他平成二十年十月改正前健保法の規定による同日以後の徴収金の徴収については、任意継続被保険者に係るもの及び健康保険法第四章に規定する徴収金（同法第百八十一条第一項に規定する延滞金を含む。）は協会が、それ以外のものは社会保険庁長官が行うものとする。</p> <p>第八十二条 附則第八十条の規定による改正後の厚生保険特別会計法第三条及び第六条の規定は、平成二十一年度の予算から適用し、平成二十年度の予算に関する附則第八十条の規定による改正前の厚生保険特別会計法第三条及び第六条の規定の適用については、同法第三条中「健康保険事業経営上ノ保険料」とあるのは「健康保険法（大正十一年法律第七十号）ノ規定ニ依ル社会保険庁長官ガ徴収スル保険料」と、「同事業経営上ノ保険給付費」とあるのは「健康保険事業経営上ノ保険給付費、全国健康保険協会ヘノ交付金」と、「同事業ノ」とあるのは「同事業及健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ」とし、同法第六条中「健康保険事業ノ業務取扱」とあるのは「健康</p>

ガ行フ業務ノ業務取扱」と、「健康保険事業及厚生年金保険事業」及び「此等ノ事業」とあるのは「此等ノ事業及業務」とする。

保険事業及厚生年金保険事業」及び「此等ノ事業」とあるのは「此等ノ事業及業務」とする。

◎ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号） 抄
 （附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（資料の提供）</p> <p>第四十七条の二 事業団は、年金である給付に関する処分に関し必要があるとき、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付又はその配偶者に対する第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条第六項（同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める給付の支給状況につき、ねんきん事業機構代表執行責任者若しくは当該他の法律に基づく共済組合又は同法第七十九条第六項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。</p> <p>（加入者期間以外の期間の確認）</p> <p>第四十七条の三 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第七十六条第一項第一号に規定する加入者期間等のうち加入者期間以外の期間については、ねんきん事業機構代表執行責任者（当該加入者期間以外の期間が他の法律に基づく共済組合の組合員であった期間は、当該共済組合）の確認を受けたところによる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（資料の提供）</p> <p>第四十七条の二 事業団は、年金である給付に関する処分に関し必要があるとき、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付又はその配偶者に対する第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条第六項（同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める給付の支給状況につき、<u>社会保険庁長官若しくは当該他の法律に基づく共済組合又は同法第七十九条第六項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。</u></p> <p>（加入者期間以外の期間の確認）</p> <p>第四十七条の三 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第七十六条第一項第一号に規定する加入者期間等のうち加入者期間以外の期間については、<u>社会保険庁長官</u>（当該加入者期間以外の期間が他の法律に基づく共済組合の組合員であった期間は、当該共済組合）の確認を受けたところによる。</p> <p>2・3 （略）</p>

◎ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）抄
 （附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止）</p> <p>第八十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）は、第一項の規定による退職共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、衆議院議長若しくは参議院議長、ねんきん事業機構代表執行責任者、国の組合、第五百五十一条第一項に規定する共済会又は日本私立学校振興・共済事業団（第九十三条第二項において「年金保険者等」という。）に対し、第一項の規定による退職共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の基準収入月額相当額に關して必要な資料の提供を求めることができる。</p> <p>5（略）</p> <p>（情報の提供）</p> <p>第九十九条の九 <u>ねんきん事業機構代表執行責任者</u>、国の組合及び日本私立学校振興・共済事業団は、組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）に対し、遺族共済年金の支給に關して必要な情報の提供を行うものとする。</p>	<p>（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止）</p> <p>第八十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）は、第一項の規定による退職共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、衆議院議長若しくは参議院議長、<u>社会保険庁長官</u>、国の組合、第五百五十一条第一項に規定する共済会又は日本私立学校振興・共済事業団（第九十三条第二項において「年金保険者等」という。）に対し、第一項の規定による退職共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の基準収入月額相当額に關して必要な資料の提供を求めることができる。</p> <p>5（略）</p> <p>（情報の提供）</p> <p>第九十九条の九 <u>社会保険庁長官</u>、国の組合及び日本私立学校振興・共済事業団は、組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）に対し、遺族共済年金の支給に關して必要な情報の提供を行うものとする。</p>

(組合員期間以外の期間の確認)

第四百四十四条の二十四の二 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、ねんきん事業機構代表執行責任者(当該組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

2・3 (略)

(資料の提供)

第四百四十四条の二十五の二 組合は、第九十九条の九に定めるもののほか、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による年金である給付、国家公務員共済組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付又はその配偶者に対する第八十一条第七項(第九十二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める給付の支給状況につき、ねんきん事業機構代表執行責任者、国の組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団又は第八十一条第七項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(組合員期間以外の期間の確認)

第四百四十四条の二十四の二 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

2・3 (略)

(資料の提供)

第四百四十四条の二十五の二 組合は、第九十九条の九に定めるもののほか、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による年金である給付、国家公務員共済組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付又はその配偶者に対する第八十一条第七項(第九十二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める給付の支給状況につき、社会保険庁長官、国の組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団又は第八十一条第七項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

◎ 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）
 （附則第三十条関係）

抄
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（準用規定）</p> <p>第二十条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十七条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、年金たる給付及び一時金たる給付について、同条第二項の規定は、死亡を支給理由とする一時金たる給付について準用する。この場合において、同法第四十条の二中「ねんきん事業機構代表執行責任者」とあるのは「基金」と、同法第四十一条第一項中「老齡厚生年金」とあるのは「年金たる給付又は脱退を支給理由とする一時金たる給付」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第二十二條 厚生年金保険法第八十三条（第一項を除く。）及び第八十五条の規定は掛金について、同法第八十六条（第三項を除く。）、第八十七条（第六項を除く。）、第八十八条及び第八十九条の規定は、掛金その他この法律の規定による徴収金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「ねんきん事業機構代表執行責任者」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、同法第八十五条第三号中「被保険者」とあるのは「坑内員又は坑外員」と、同法第八十六条第一項、第四項及び第五項中「第八十五条」とあるのは「第二十二條</p>	<p>（準用規定）</p> <p>第二十条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十七条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、年金たる給付及び一時金たる給付について、同条第二項の規定は、死亡を支給理由とする一時金たる給付について準用する。この場合において、同法第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「基金」と、同法第四十一条第一項中「老齡厚生年金」とあるのは「年金たる給付又は脱退を支給理由とする一時金たる給付」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第二十二條 厚生年金保険法第八十三条（第一項を除く。）及び第八十五条の規定は掛金について、同法第八十六条（第三項を除く。）、第八十七条（第六項を除く。）、第八十八条及び第八十九条の規定は、掛金その他この法律の規定による徴収金について準用する。この場合において、同法第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、同法第八十五条第三号中「被保険者」とあるのは「坑内員又は坑外員」と、同法第八十六条第一項、第四項及び第五項中「第八十五条」とあるのは「第二十二條</p>

において準用する厚生年金保険法第八十五条」と、同法第八十七条
第一項中「前条第二項」とあるのは「第二十二条において準用する
厚生年金保険法第八十六条第二項」と、それぞれ読み替えるものと
する。

2
(略)

厚生年金保険法第八十五条」と、同法第八十七条第一項中「前条第
二項」とあるのは「第二十二条において準用する厚生年金保険法第
八十六条第二項」と、それぞれ読み替えるものとする。

2
(略)

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）抄
 （附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（第四種被保険者に関する経過措置） 第四十三条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七条第一項又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。）が十年以上であるものが、厚生年金保険の被保険者でなくなつた場合（当該被保険者の資格を喪失した後引き続き組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）である期間を有する場合を除く。）又は当該被保険者の資格を喪失した後引き続き組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した場合において、当該被保険者期間が二十年に達していないとき（附則第十二条第一項第四号から第七号までに該当するときを除く。）は、その者は、<u>ねんきん事業機構代表執行責任者に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。</u>ただし、第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当する者にあつては、施行日の属する月から厚生年金保険の被保険者でなくなつた日の属する月の前までの期間の全部が厚生年金保険の被保険者期間又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間で</p>	<p>附則</p> <p>（第四種被保険者に関する経過措置） 第四十三条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七条第一項又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。）が十年以上であるものが、厚生年金保険の被保険者でなくなつた場合（当該被保険者の資格を喪失した後引き続き組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）である期間を有する場合を除く。）又は当該被保険者の資格を喪失した後引き続き組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した場合において、当該被保険者期間が二十年に達していないとき（附則第十二条第一項第四号から第七号までに該当するときを除く。）は、その者は、<u>社会保険庁長官に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。</u>ただし、第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当する者にあつては、施行日の属する月から厚生年金保険の被保険者でなくなつた日の属する月の前までの期間の全部が厚生年金保険の被保険者期間又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間である場合（厚生年</p>

<p>ある場合（厚生年金保険の被保険者でなくなった日の属する月が施行日の属する月である場合を含む。）に限る。</p> <p>一〇四（略）</p> <p>3 前項の申出は、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した日から起算して六月以内になければならない。ただし、ねんきん事業機構代表執行責任者は、正当な事由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 施行日の前日において旧厚生年金保険法第十五条第一項の申出をすることができた者（同条第二項の規定により同日までに同条第一項の申出をしなければならぬものとされていたものを除く。）であつて同項の申出をしていなかったものが、施行日において厚生年金保険の被保険者及び組合員でなかつたときは、その者は、ねんきん事業機構代表執行責任者に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。</p> <p>6・7 （略）</p> <p>8 第四種被保険者は、いつでも、ねんきん事業機構代表執行責任者に申し出て、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失することができる。</p> <p>9〽12 （略）</p>	<p>金保険の被保険者でなくなった日の属する月が施行日の属する月である場合を含む。）に限る。</p> <p>一〇四（略）</p> <p>3 前項の申出は、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した日から起算して六月以内になければならない。ただし、社会保険庁長官は、正当な事由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 施行日の前日において旧厚生年金保険法第十五条第一項の申出をすることができた者（同条第二項の規定により同日までに同条第一項の申出をしなければならぬものとされていたものを除く。）であつて同項の申出をしていなかったものが、施行日において厚生年金保険の被保険者及び組合員でなかつたときは、その者は、社会保険庁長官に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。</p> <p>6・7 （略）</p> <p>8 第四種被保険者は、いつでも、社会保険庁長官に申し出て、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失することができる。</p> <p>9〽12 （略）</p>
---	---

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）抄
 （附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（任意加入被保険者の特例）</p> <p>第十一条 昭和三十年四月一日以前に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、ねんきん事業機構代表執行責任者に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 前項第一号に該当する者は、同項の規定による被保険者となる場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（以下この項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出をねんきん事業機構代表執行責任者に対してしなければならない。</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、ねんきん</p>	<p>附則</p> <p>（任意加入被保険者の特例）</p> <p>第十一条 昭和三十年四月一日以前に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、社会保険庁長官に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 前項第一号に該当する者は、同項の規定による被保険者となる場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（以下この項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならない。</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、社会保険</p>

<p>事業機構代表執行責任者に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。</p> <p>7 7 11 (略)</p> <p>(老齢厚生年金等の受給権者に係る老齢基礎年金の支給の繰上げの特例等)</p> <p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、ねんきん事業機構代表執行責任者に同法による老齢基礎年金（以下この条において単に「老齢基礎年金」という。）の一部の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が同法附則第九条の二第一項の請求をしているときは、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 2 16 (略)</p>	<p>庁長官に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。</p> <p>7 7 11 (略)</p> <p>(老齢厚生年金等の受給権者に係る老齢基礎年金の支給の繰上げの特例等)</p> <p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、社会保険庁長官に同法による老齢基礎年金（以下この条において単に「老齢基礎年金」という。）の一部の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が同法附則第九条の二第一項の請求をしているときは、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 2 16 (略)</p>
--	--

◎ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号） 抄
 （附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止） 第六十八条（略） 2～4（略） 5 市町村は、要介護被保険者等についての保険給付差止の記載に 関し必要があると認めるときは、当該要介護被保険者等の加入す る医療保険者（当該要介護被保険者等が全国健康保険協会の管掌 する健康保険の被保険者（健康保険法第三条第四項に規定する任意 継続被保険者を除く。）又はその被扶養者である場合には、ねんき ん事業機構代表執行責任者。以下この条において同じ。）に対し 、当該要介護被保険者等に係る医療保険各法の規定により徴収さ れる保険料（地方税法の規定により徴収される国民健康保険税を 含む。）又は掛金の納付状況その他厚生労働省令で定める事項に ついて、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険 者等の加入する医療保険者に対し、情報の提供を求めることがで きる。</p> <p>（年金保険者の市町村に対する通知） 第三十四条（略） 2～6（略） 7 年金保険者（ねんきん事業機構代表執行責任者に限る。）は、前</p>	<p>（医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保 険給付の一時差止） 第六十八条（略） 2～4（略） 5 市町村は、要介護被保険者等についての保険給付差止の記載に 関し必要があると認めるときは、当該要介護被保険者等の加入す る医療保険者（当該要介護被保険者等が全国健康保険協会の管掌 する健康保険の被保険者（健康保険法第三条第四項に規定する任意 継続被保険者を除く。）又はその被扶養者である場合には、社会保 険庁長官。以下この条において同じ。）に対し、当該要介護被保 険者等に係る医療保険各法の規定により徴収される保険料（地方 税法の規定により徴収される国民健康保険税を含む。）又は掛金 の納付状況その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働 省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の加入する医 療保険者に対し、情報の提供を求めることができる。</p> <p>（年金保険者の市町村に対する通知） 第三十四条（略） 2～6（略） 7 年金保険者（社会保険庁長官に限る。）は、前各項の規定による</p>

各項の規定による通知を行う場合には、政令で定めるところにより、連合会及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）を經由して行うものとする。

8 年金保険者（ねんきん事業機構代表執行責任者及び地方公務員共済組合（全国市町村職員共済組合連合会を含む。第十項、第三百三十六条第三項及び第六項並びに第三百三十七条第二項において同じ。）を除く。）は、第一項から第六項までの規定による通知を行う場合においては、ねんきん事業機構代表執行責任者の同意を得て、当該年金保険者が行う当該通知の全部をねんきん事業機構代表執行責任者を經由して行うことができる。

9 前項において、ねんきん事業機構代表執行責任者を經由して市町村に通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人を經由して行うものとする。

10 (略)

11 ねんきん事業機構代表執行責任者は、第八項の同意をしたときは、当該同意に係る年金保険者（第三百三十六条において「特定年金保険者」という。）を公示しなければならない。

(特別徴収額の通知等)

第三百三十六条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（ねんきん事業機構代表執行責任者及び特定年金保険者並びに地方公務員共済組合に係るものを除く。）は、当該年度の初日の属する年の八月三十一日までにしなければならない。

4 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（ねんきん事業

通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）を經由して行うものとする。

8 年金保険者（社会保険庁長官及び地方公務員共済組合（全国市町村職員共済組合連合会を含む。第十項、第三百三十六条第三項及び第六項並びに第三百三十七条第二項において同じ。）を除く。）は、第一項から第六項までの規定による通知を行う場合においては、社会保険庁長官の同意を得て、当該年金保険者が行う当該通知の全部を社会保険庁長官を經由して行うことができる。

9 前項において、社会保険庁長官を經由して市町村に通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人を經由して行うものとする。

10 (略)

11 社会保険庁長官は、第八項の同意をしたときは、当該同意に係る年金保険者（第三百三十六条において「特定年金保険者」という。）を公示しなければならない。

(特別徴収額の通知等)

第三百三十六条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（社会保険庁長官及び特定年金保険者並びに地方公務員共済組合に係るものを除く。）は、当該年度の初日の属する年の八月三十一日までにしなければならない。

4 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（社会保険庁長

機構代表執行責任者に係るものに限る。)は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人を経由してしなければならない。

5 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知(特定年金保険者に係るものに限る。)は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及びねんきん事業機構代表執行責任者を経由してしなければならない。

6
(略)

官に係るものに限る。)は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人を経由してしなければならない。

5 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知(特定年金保険者に係るものに限る。)は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び社会保険庁長官を経由してしなければならない。

6
(略)

◎ 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十年法律第七十七号) 抄

(附則第三十条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(障害共済年金等の額の計算の特例)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、ねんきん事業機構代表執行責任者(当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。</p> <p>(障害共済年金等の額の計算の特例)</p> <p>第四十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、ねんきん事業機構代表執行責任者(当該地共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。</p> <p>(障害共済年金等の額の計算の特例)</p> <p>第五十二条 (略)</p>	<p>(障害共済年金等の額の計算の特例)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。</p> <p>(障害共済年金等の額の計算の特例)</p> <p>第四十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該地共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。</p> <p>(障害共済年金等の額の計算の特例)</p> <p>第五十二条 (略)</p>

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、ねんきん事業機構代表執行責任者(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であった期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

(ドイツ年金法令による申請等)

第七十四条 ドイツ年金の申請その他ドイツ年金法令においてドイツ保険者に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「ドイツ年金法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該ドイツ年金法令による申請等に係る文書をねんきん事業機構代表執行責任者、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。以下この項及び次条第一項において「日本保険者」という。)に提出することができる。この場合において、当該日本保険者が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をドイツ保険者に送付するものとする。

2 (略)

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であった期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

(ドイツ年金法令による申請等)

第七十四条 ドイツ年金の申請その他ドイツ年金法令においてドイツ保険者に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「ドイツ年金法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該ドイツ年金法令による申請等に係る文書を社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。以下この項及び次条第一項において「日本保険者」という。)に提出することができる。この場合において、当該日本保険者が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をドイツ保険者に送付するものとする。

2 (略)

◎ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号） 抄
 （附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（資料の提供） 第百十一条 <u>ねんきん事業機構代表執行責任者は、連合会に対して、この法律の規定による業務を行うために必要な加入者等に係る国民年金の被保険者の資格に関する資料その他の厚生労働省令で定める資料を、提供することができるものとする。</u></p>	<p>（資料の提供） 第百十一条 <u>社会保険庁長官は、連合会に対して、この法律の規定による業務を行うために必要な加入者等に係る国民年金の被保険者の資格に関する資料その他の厚生労働省令で定める資料を、提供することができるものとする。</u></p>

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）抄
 （附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（国民年金の保険料の免除の特例）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2 平成十八年七月から平成二十七年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、ねんきん事業機構代表執行責任者は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、国民年金法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたもの及び同法第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>附則</p> <p>（国民年金の保険料の免除の特例）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2 平成十八年七月から平成二十七年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、<u>社会保険庁長官</u>は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、国民年金法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたもの及び同法第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。</p> <p>一～三（略）</p>

3～6 (略)

(第三号被保険者の届出の特例)

第二十一条 国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者(以下この項において「第三号被保険者」という。)又は第三号被保険者であった者は、平成十七年四月一日前のその者の第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間のうち、第二条の規定による改正前の国民年金法附則第七条の三の規定により国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」という。)に算入されない期間(同法附則第七条の二の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。)について、ねんきん事業機構代表執行責任者に届出をすることができる。

2～4 (略)

(任意加入被保険者の特例)

第二十三条 昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、ねんきん事業機構代表執行責任者に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 前項第一号に該当する者は、同項の規定による被保険者となる場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保

3～6 (略)

(第三号被保険者の届出の特例)

第二十一条 国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者(以下この項において「第三号被保険者」という。)又は第三号被保険者であった者は、平成十七年四月一日前のその者の第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間のうち、第二条の規定による改正前の国民年金法附則第七条の三の規定により国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」という。)に算入されない期間(同法附則第七条の二の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。)について、社会保険庁長官に届出をすることができる。

2～4 (略)

(任意加入被保険者の特例)

第二十三条 昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、社会保険庁長官に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 前項第一号に該当する者は、同項の規定による被保険者となる場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保

保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（以下この項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出をねんきん事業機構代表執行責任者に対してしなければならない。

3～5 （略）

6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、ねんきん事業機構代表執行責任者に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。

7～11 （略）

（事業主の届出に関する経過措置）

第四十一条 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十七条に規定する事業主は、同条に規定する七十歳以上の使用される者（昭和十二年四月一日以前に生まれた者に限る。）については、同条に規定する事項をねんきん事業機構代表執行責任者に届け出ること

保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（以下この項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならない。

3～5 （略）

6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、社会保険庁長官に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。

7～11 （略）

（事業主の届出に関する経過措置）

第四十一条 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十七条に規定する事業主は、同条に規定する七十歳以上の使用される者（昭和十二年四月一日以前に生まれた者に限る。）については、同条に規定する事項を社会保険庁長官に届け出ること

◎ 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十六年法律第二百二十六号)

抄

(附則第三十条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(国共済法の障害共済年金の額の計算の特例)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、ねんきん事業機構代表執行責任者(当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。</p> <p>(地共済法の障害共済年金の額の計算の特例)</p> <p>第四十六条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、ねんきん事業機構代表執行責任者(当該地共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。</p> <p>(私学共済法の障害共済年金の額の計算の特例)</p> <p>第五十九条 (略)</p>	<p>(国共済法の障害共済年金の額の計算の特例)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。</p> <p>(地共済法の障害共済年金の額の計算の特例)</p> <p>第四十六条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該地共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。</p> <p>(私学共済法の障害共済年金の額の計算の特例)</p> <p>第五十九条 (略)</p>

2
25 (略)

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、ねんきん事業機構代表執行責任者(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であった期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

(合衆国年金等法令による申請等)

第七十一条 合衆国年金等法令の規定により支給される年金たる給付その他の給付(第七十三条において「合衆国年金」という。)の申請その他合衆国年金等法令において合衆国実施機関に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「合衆国年金等法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該合衆国年金等法令による申請等に係る文書を日本国実施機関(ねんきん事業機構代表執行責任者、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。)に限る。)に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を合衆国実施機関に送付するものとする。

2
(略)

2
25 (略)

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であった期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

(合衆国年金等法令による申請等)

第七十一条 合衆国年金等法令の規定により支給される年金たる給付その他の給付(第七十三条において「合衆国年金」という。)の申請その他合衆国年金等法令において合衆国実施機関に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「合衆国年金等法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該合衆国年金等法令による申請等に係る文書を日本国実施機関(社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。)に限る。)に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を合衆国実施機関に送付するものとする。

2
(略)

◎ 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十六年法律第二百二十七号) 抄

(附則第三十条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(情報の提供等)</p> <p>第十二条 <u>ねんきん事業機構代表執行責任者</u>、<u>国家公務員共済組合連合会</u>、<u>地方公務員共済組合</u>、<u>全国市町村職員共済組合連合会</u>、<u>地方公務員共済組合連合会</u>又は<u>日本私立学校振興・共済事業団</u>（次項において「<u>日本側保有機関</u>」という。）は、<u>国民年金法</u>、<u>厚生年金保険法</u>、<u>国家公務員共済組合法</u>、<u>地方公務員等共済組合法</u>又は<u>私立学校教職員共済法</u>（以下この項及び第十五条において「<u>公的年金各法</u>」という。）の被保険者、<u>組合員</u>又は<u>加入者</u>に関する情報であつてこの法律、<u>公的年金各法</u>その他関係法令の実施のために自らが保有するもの（以下この項において「<u>保有情報</u>」という。）を、<u>保有情報</u>の本人の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、<u>協定第一条1(c)</u>に規定する大韓民国の権限のある当局又は同条1(d)に規定する大韓民国の実施機関（次項において「<u>大韓民国側保有機関</u>」という。）に対して提供することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(情報の提供等)</p> <p>第十二条 <u>社会保険庁長官</u>、<u>国家公務員共済組合連合会</u>、<u>地方公務員共済組合</u>、<u>全国市町村職員共済組合連合会</u>、<u>地方公務員共済組合連合会</u>又は<u>日本私立学校振興・共済事業団</u>（次項において「<u>日本側保有機関</u>」という。）は、<u>国民年金法</u>、<u>厚生年金保険法</u>、<u>国家公務員共済組合法</u>、<u>地方公務員等共済組合法</u>又は<u>私立学校教職員共済法</u>（以下この項及び第十五条において「<u>公的年金各法</u>」という。）の被保険者、<u>組合員</u>又は<u>加入者</u>に関する情報であつてこの法律、<u>公的年金各法</u>その他関係法令の実施のために自らが保有するもの（以下この項において「<u>保有情報</u>」という。）を、<u>保有情報</u>の本人の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、<u>協定第一条1(c)</u>に規定する大韓民国の権限のある当局又は同条1(d)に規定する大韓民国の実施機関（次項において「<u>大韓民国側保有機関</u>」という。）に対して提供することができる。</p> <p>2 (略)</p>

◎ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号） 抄
 （附則第三十条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（認定）</p> <p>第六条 特定障害者は、特別障害給付金の支給を受けようとするときは、六十五歳に達する日の前日までに、<u>ねんきん事業機構代表執行責任者</u>に対し、その受給資格及び特別障害給付金の額について認定の請求をしなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第十七条 <u>ねんきん事業機構代表執行責任者</u>のした特別障害給付金の支給に関する処分は、国民年金法に基づく処分とみなして、同法第一百一条及び第一百一条の二の規定並びに社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の規定を適用する。</p> <p>（不正利得の徴収）</p> <p>第二十二条 偽りその他不正の手段により特別障害給付金の支給を受けた者があるときは、<u>ねんきん事業機構代表執行責任者</u>は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第二十六条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）</p>	<p>（認定）</p> <p>第六条 特定障害者は、特別障害給付金の支給を受けようとするときは、六十五歳に達する日の前日までに、<u>社会保険庁長官</u>に対し、その受給資格及び特別障害給付金の額について認定の請求をしなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第十七条 <u>社会保険庁長官</u>のした特別障害給付金の支給に関する処分は、国民年金法に基づく処分とみなして、同法第一百一条及び第一百一条の二の規定並びに社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の規定を適用する。</p> <p>（不正利得の徴収）</p> <p>第二十二条 偽りその他不正の手段により特別障害給付金の支給を受けた者があるときは、<u>社会保険庁長官</u>は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第二十六条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）</p>

第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。
（）は、ねんきん事業機構代表執行責任者又は特定障害者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、特定障害者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(届出)

第二十七条 特別障害給付金の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、ねんきん事業機構代表執行責任者に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 特別障害給付金の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令で定めるところにより、その旨をねんきん事業機構代表執行責任者に届け出なければならない。

3 (略)

(調査)

第二十八条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、必要があると認めるときは、特定障害者に対して、受給資格の有無及び特別障害給付金の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し特定障害者その他の関係者に質問させることができる。

2 ねんきん事業機構代表執行責任者は、必要があると認めるときは、特定障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をして特定障害者の障害の状態を診断させることができる。

3 (略)

第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。
（）は、社会保険庁長官又は特定障害者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、特定障害者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(届出)

第二十七条 特別障害給付金の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、社会保険庁長官に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 特別障害給付金の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を社会保険庁長官に届け出なければならない。

3 (略)

(調査)

第二十八条 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、特定障害者に対して、受給資格の有無及び特別障害給付金の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し特定障害者その他の関係者に質問させることができる。

2 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、特定障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をして特定障害者の障害の状態を診断させることができる。

3 (略)

(資料の提供等)

第二十九条 ねんきん事業機構代表執行責任者は、特別障害給付金の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、特定障害者の資産若しくは収入の状況又は特定障害者に対する国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付の支給状況若しくは第十六条の政令で定める給付の支給状況につき、官公署、同法第三条第二項に規定する共済組合等若しくは第十六条の政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは特定障害者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

(資料の提供等)

第二十九条 社会保険庁長官は、特別障害給付金の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、特定障害者の資産若しくは収入の状況又は特定障害者に対する国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付の支給状況若しくは第十六条の政令で定める給付の支給状況につき、官公署、同法第三条第二項に規定する共済組合等若しくは第十六条の政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは特定障害者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

◎ 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する

法律（平成十七年法律第六十四号）抄

（附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十四条（略） 第三十四条（略） 2～6（略） 7 第一項若しくは第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、<u>ねんきん事業機構代表執行責任者</u>（当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団）の確認を受けたところによる。</p>	<p>第三十四条（略） 第三十四条（略） 2～6（略） 7 第一項若しくは第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、<u>社会保険庁長官</u>（当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団）の確認を受けたところによる。</p>

(私学共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)

第五十九条 (略)

2 6 (略)

7 第一項若しくは第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、ねんきん事業機構代表執行責任者(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であった期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

(フランス社会保障法令による申請等)

第七十一条 フランス社会保障法令の規定により支給される障害年金、老齢年金又は遺族年金(第七十三条において「フランス年金」という。)の申請その他フランス社会保障法令においてフランス実施機関に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「フランス社会保障法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該フランス社会保障法令による申請等に係る文書を日本国実施機関(ねんきん事業機構代表執行責任者、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。)に限る。)に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をフランス実施機関に送付するものとする。

2 (略)

(私学共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)

第五十九条 (略)

2 6 (略)

7 第一項若しくは第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であった期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

(フランス社会保障法令による申請等)

第七十一条 フランス社会保障法令の規定により支給される障害年金、老齢年金又は遺族年金(第七十三条において「フランス年金」という。)の申請その他フランス社会保障法令においてフランス実施機関に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「フランス社会保障法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該フランス社会保障法令による申請等に係る文書を日本国実施機関(社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。)に限る。)に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をフランス実施機関に送付するものとする。

2 (略)

◎ 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十七年法律第六十五号)

抄

(附則第三十条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第三十三条 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>7 第一項若しくは第二項 (これらの規定を前項において準用する場合を含む。) 又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、<u>ねんきん事業機構代表執行責任者</u> (当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団) の確認を受けたところによる。</p>	<p>第三十三条 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>7 第一項若しくは第二項 (これらの規定を前項において準用する場合を含む。) 又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、<u>社会保険庁長官</u> (当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団) の確認を受けたところによる。</p>

(私学共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)

第五十八条 (略)

2 6 (略)

7 第一項若しくは第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、ねんきん事業機構代表執行責任者(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であった期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

(ベルギー社会保障法令による申請等)

第七十条 ベルギー社会保障法令の規定により支給される老齢給付、遺族給付又は障害給付(第七十二条において「ベルギー年金」という。)の申請その他ベルギー社会保障法令においてベルギー実施機関に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「ベルギー社会保障法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該ベルギー社会保障法令による申請等に係る文書を日本国実施機関(ねんきん事業機構代表執行責任者、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。))に限る。)に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をベルギー実施機関に送付するものとする。

2 (略)

(私学共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)

第五十八条 (略)

2 6 (略)

7 第一項若しくは第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であった期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

(ベルギー社会保障法令による申請等)

第七十条 ベルギー社会保障法令の規定により支給される老齢給付、遺族給付又は障害給付(第七十二条において「ベルギー年金」という。)の申請その他ベルギー社会保障法令においてベルギー実施機関に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「ベルギー社会保障法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該ベルギー社会保障法令による申請等に係る文書を日本国実施機関(社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。))に限る。)に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をベルギー実施機関に送付するものとする。

2 (略)

◎ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第 号) 抄
 (附則第三十条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(国民年金法等の特例) 第三十三条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第八十七条第一項に規定する保険料(以下この条において「保険料」という。)の収納に関する業務のうち次に掲げるもの(以下この条において「特定業務」という。)を実施する公共サービス実施民間事業者は、併せて被保険者の委託を受けて保険料の納付に関する業務(以下この条において「納付受託業務」という。)を実施するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第一号の規定により確認した理由その他の前二号の業務の実施状況を、厚生労働省令で定めるところにより、<u>ねんきん事業機構</u>代表執行責任者に報告する業務</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務に従事する者(以下この条において「特定業務従事者」という。)は、面接の方法により第一項第二号に掲げる業務を行うに当たり、<u>ねんきん事業機構</u>代表執行責任者が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 <u>ねんきん事業機構</u>代表執行責任者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる</p>	<p>(国民年金法等の特例) 第三十三条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第八十七条第一項に規定する保険料(以下この条において「保険料」という。)の収納に関する業務のうち次に掲げるもの(以下この条において「特定業務」という。)を実施する公共サービス実施民間事業者は、併せて被保険者の委託を受けて保険料の納付に関する業務(以下この条において「納付受託業務」という。)を実施するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第一号の規定により確認した理由その他の前二号の業務の実施状況を、厚生労働省令で定めるところにより、<u>社会保険庁長官</u>に報告する業務</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務に従事する者(以下この条において「特定業務従事者」という。)は、面接の方法により第一項第二号に掲げる業務を行うに当たり、<u>社会保険庁長官</u>が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 <u>社会保険庁長官</u>は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる</p>

10
一
五
（略）
（略）
ひきこる。

10
一
五
（略）
（略）

◎ 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十八年法律第 号)

(傍線部分は改正部分)

抄

(附則第三十条関係)

改正案	現行
<p>(国共済法の障害共済年金の額の計算の特例)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、ねんきん事業機構代表執行責任者(当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。</p> <p>(地共済法の障害共済年金の額の計算の特例)</p> <p>第四十三条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、ねんきん事業機構代表執行責任者(当該地共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。</p> <p>(私学共済法の障害共済年金の額の計算の特例)</p> <p>第五十六条 (略)</p>	<p>(国共済法の障害共済年金の額の計算の特例)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。</p> <p>(地共済法の障害共済年金の額の計算の特例)</p> <p>第四十三条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該地共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。</p> <p>(私学共済法の障害共済年金の額の計算の特例)</p> <p>第五十六条 (略)</p>

255 (略)

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、ねんきん事業機構代表執行責任者(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であった期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

(カナダ年金法令による申請等)

第六十八条 カナダ年金法令の規定により支給される年金たる給付その他の給付(第七十条において「カナダ年金」という。)の申請その他カナダ年金法令においてカナダ実施機関に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「カナダ年金法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該カナダ年金法令による申請等に係る文書を日本国実施機関(ねんきん事業機構代表執行責任者、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。))に限る。)に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を送付するものとする。

2 (略)

255 (略)

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であった期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

(カナダ年金法令による申請等)

第六十八条 カナダ年金法令の規定により支給される年金たる給付その他の給付(第七十条において「カナダ年金」という。)の申請その他カナダ年金法令においてカナダ実施機関に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「カナダ年金法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該カナダ年金法令による申請等に係る文書を日本国実施機関(社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。))に限る。)に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を送付するものとする。

2 (略)